

**テーマ：労働時間制度の見直しと長時間労働の抑制**

「一億総活躍社会」の実現にむけた「働き方改革」が進められており、今般、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。(平成30年7月6日公布)

※概要 <https://www.mhlw.go.jp/content/000332869.pdf>

医療現場においても長時間勤務による過重労働が深刻な問題となっており、男性医師の27.7%、女性医師の17.3%が週60時間以上の勤務を行っている実態が示されています。(平成29年度厚生労働省調べ)

**●改正法の概要(長時間労働の是正等に関するものを抜粋)**

## (1)労働時間に関する制度の見直し

- ・時間外労働の上限月45時間、年360時間を原則とし、特別な事情がある場合でも年720時間月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定(医師については改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用)
- ・月60時間を超える時間外労働にかかる割増賃金率(50%)の中小企業への猶予措置の廃止
- ・有給休暇が年10日以上付与されている労働者に対して、5日については時季を指定して付与
- ・高度プロフェッショナル制度の創設
- ・労働時間の状況の把握の実効性確保

## (2)勤務間インターバル制度の普及促進等

## (3)産業医・産業保健機能の強化

施行日：平成31年4月1日(中小企業における時間外労働の上限規制の適用は平成32年4月1日、割増賃金率の見直しは平成35年4月1日)

**●長時間労働の抑制に向けて取り組んでいただきたいこと**

1. 経営者・責任者の残業時間を抑制することへの意識改革
2. 労務管理体制の見直し
3. 組織風土の見直し

長時間労働の抑制について、その具体的な方法は個々の医療機関によって異なりますが、まずは長時間労働の要因を分析することから始めることをお勧めします。また、労働基準法36条に基づく労使協定である「36協定(さぶろく協定)」締結の届出をせずに時間外労働をさせた場合、使用者には6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課されることになっているので注意が必要です。

働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

長時間労働の抑制や年休の取得促進を図るため、働き方・休み方について管理者、職員双方で自己診断できる「働き方・休み方改善指標」や「改善提案機能」、「取組事例」などを掲載しています。働き方・休み方を見直す良い機会になります

**無料**

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！  
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします(秘密厳守)。

**東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口**

**☎ 03-6272-9345** (平日9時30分から17時30分まで)

詳細はこちらから検索！ ⇒

**勤務環境かいぜんサポートナビ**